

吸収分割に係る事後備置書類

2025年6月1日
株式会社アイモバイル
株式会社ふるなび電力

2025 年 6 月 1 日

吸収分割に係る事後備置書類

東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号
株式会社アイモバイル
代表取締役社長 野口 哲也

東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号
株式会社ふるなび電力
代表取締役 田中 俊彦

株式会社アイモバイル（以下「分割会社」といいます。）及び分割会社の完全子会社である株式会社ふるなび電力（以下「承継会社」といいます。）は、2025年4月1日付で締結した吸収分割契約に基づき、2025年6月1日を効力発生日として、分割会社が小売電気事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を実施いたしました。

本分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2025 年 6 月 1 日

2. 分割会社における各手続の経過

（1）吸収分割の差止請求

該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

該当事項はありません。

（4）債権者の異議

分割会社は、承継会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第789条の規定による手続を行っていません。

3. 承継会社における各手続きの経過

（1）反対株主の差止請求

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

2025 年 4 月 16 日付で官報公告により債権者に対して公告を行いました。債権者から申出の申述はありませんでした。なお、承継会社について、各別に催告すべき知れている債権者はありません。

4. 本分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本分割の効力発生日をもって、本分割契約に基づき、分割会社の本事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、分割する資産、負債は5月の売上・仕入に係る債権債務のみであるため僅少であります。

5. 吸収分割に関する変更登記をした日

2025 年 6 月 2 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上